

東綾瀬公園マネジメントプラン

東綾瀬公園の管理運営、整備等の取組方針

平成27年3月

東京都建設局

目次

はじめに	41-3
I 東綾瀬公園の基礎的事項	41-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 東綾瀬公園の開園概要	41-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 東綾瀬公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	41-7
2 取組方針	41-8
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
IV 図面・写真	41-16
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
東綾瀬公園の現況写真	
<資料編>	41-21
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 東綾瀬公園に関する資料	

はじめに

「東綾瀬公園マネジメントプラン」は、平成27年3月に改定された「パークマネジメントマスターplan」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびに過去8年間の本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな10年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 東綾瀬公園の基礎的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名 称 東京都市計画公園第 61 号東渕江公園
- ・位 置 足立区東綾瀬一・二・三丁目、綾瀬三・五・六丁目及び谷中一丁目各地内
- ・面 積 17.4ha
- ・種 別 総合公園
- ・決定告示 (当初) 昭和 32 年 12 月 21 日 建設省告示第 1689 号
(最終) 昭和 42 年 8 月 15 日 建設省告示第 2423 号

(2) 東綾瀬公園の基本的な性格・役割

東綾瀬公園は、区部北東部に位置する。区画整理事業から生み出された公園であり、地域の住区基幹公園の機能を持たせるなどの理由から、各住区に広場が点在し、園路により遊歩道的に連絡されている。「三世代スポーツパーク」を公園づくりのテーマとして、各エリアに子供から高齢者までの各層が気持ちよく感じ、自然に体を動かすことができる施設を配置している。さらに、それぞれの各エリアをつなぐ遊歩道空間が公園全体に一体感を持たせ、公園の連続性や周回性を高めている。

なお、東京都地域防災計画及び足立区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

2 過去の取組の成果等

当初「東綾瀬公園マネジメントプラン(H18)」における重点目標に係る過去 8 年間の取組みおよびその成果等は、以下のとおりである。

○避難場所・拠点として災害時における公園の有効活用

防災トイレや入口表示灯など、防災施設の整備により、防災拠点としての機能が高まった。また、綾瀬地区防災訓練への協力、町会への呼びかけによる住民参加の防災訓練の実施などにより、地域の防災意識の向上に寄与した。

○地域との協働による公園の活性化

逆 U 字状の特殊な形態の公園であるが、地元自治会との連携強化により、隅々まで行き届いた管理が行われた。自治会との連携による防犯・防災対策が行われるなど、地域との協働が進んだ。

みどりの愛護功労賞国交大臣賞を受賞した花壇ボランティアによる優れた花壇づくりなどにより、公園の魅力が向上した。

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催決定
- ・平成23年3月の東日本大震災の発生
- ・生物多様性条約締結国会議の平成22年日本開催など、地球環境への意識の高まり
- ・少子高齢化の進行による利用形態の変化

(2) 関連する行政計画等

- ・東京都公園審議会答申（昭和62年8月）
- ・パークマネジメントマスタープラン（平成27年3月）
- ・都市計画公園緑地の整備方針（改定）（平成23年12月）
- ・緑の新戦略ガイドライン（平成18年1月）
- ・東京都長期ビジョン（平成26年12月）
- ・東京都地域防災計画（平成26年7月）
- ・足立区地域防災計画（平成25年）
- ・足立区「都市計画マスタープラン2006」（平成18年）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成26年3月）

II 東綾瀬公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名 称 都立東綾瀬公園（ひがしあやせこうえん）
開 園 日 昭和 41 年 7 月 11 日
開園面積 158, 969. 79 m² (平成 26 年 10 月 1 日現在)
公園種別 総合公園
所 在 地 足立区東綾瀬 1 ~ 3 丁目、綾瀬 3 · 5 · 6 丁目、谷中 1 丁目
ア クセス JR 常磐線・東京メトロ千代田線「綾瀬」

(2) 主な公園施設

野球場、テニスコート、運動広場（ゲートボール場）、東京武道館（オリンピック・パラリピック準備局所管）、東綾瀬公園温水プール（足立区営）、駐車場（有料・24 時間）

2 利用状況等

(1) 利用概況

本公園に多方面の地域から来園することや、ブロック毎の施設がそれぞれ特徴あることから、ブロック毎で平均して利用されている。

野球場は利用需要があり、夜間の利用も可能である。

U 地区は駅前の広場として、昼夜問わず、利用人口が最も多い。ハトが多いことから通称「ハト公園」と呼ばれている。

C 地区は東西に公団東綾瀬団地があり、子供の利用度が高く園内で一番活気があるエリアである。

(2) 利用者動向（推計値）

25年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 (人)	78,393	92,663	80,262	61,951	55,104	83,752
10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1,127,095	128,208	127,003	116,449	114,039	82,801	103,799

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

3 団体・約 40 名の団体が、花壇管理などを行っている。

(4) 主な催し物開催状況（平成 25 年度実績は資料編参照）

「七夕飾り」「スポーツ祭東京 2013」などが行われた。

III 東綾瀬公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体的な数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【】内には、関連するパークマネジメントマスターplanのプロジェクト名を記載した。

■目標1：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、防災訓練など災害発生を想定した取組や、非常用の発電設備等の導入による防災関連施設の更なる機能強化・充実を図る。

- ・東京都地域防災計画による指定
避難場所（A・B地区）
医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地（東側野球場（A地区野球場））
災害時臨時離着陸場候補地（東側野球場（A地区野球場））
 - ・足立区地域防災計画による指定
避難場所（A・B地区）
- ◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

■目標2：スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、スポーツ活動の機運を盛り上げ、都民の健康づくりを進めるため、運動施設や広場を活用した多様なイベント等を開催していく。

- ◎主な取組確認項目：スポーツによる健康づくりの取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・イベント広場などのあるゾーン（A地区）

東西に東綾瀬団地があり、日常的に遊具利用の親子連れ等が主であるが、イベント広場としても利用されており、地域の活動拠点としての利用に対応していく。草地広場については、主に休憩などの憩いの場として対応していく。

- ・ハト広場のあるゾーン（U地区）

ハト広場として呼ばれている綾瀬駅前の広場で、絶えず人通りのある賑わいのある広場であり、散策や休憩等の利用のほか、公園で開催される各種イベント会場としての利用にも対応していく。

E：休息・散策ゾーン

- ・水の広場などのあるゾーン（B～E地区）

幼児用遊具施設が園路沿いにあり、地域の親子連れ等の利用が主である。幼児が安心して安全に遊べるように対応していく。

- ・野球場を取り囲む樹林のあるゾーン（F地区）

野球場を囲むように桜並木やラクウショウが見どころになっており、樹林の維持管理に努める。

- ・せせらぎのあるゾーン（F～N地区）

花畠川を水源とするかつての農業用水がいかされたせせらぎ（区の施設）があり、鯉が泳いでいる様子やカルガモの孵化も観察といった利用に対応していく。

- ・健康遊具のあるゾーン（L・M・N地区）

樹林に囲まれた園路沿いに健康器具などが点在して配置されている。安全で快適に利用できるよう対応していく。

- ・東京武道館へのアプローチとなるゾーン（P～T地区）

水景施設と彫刻（区の施設）による演出により、明るい空間になっている。東京武道館へ至る主動線として対応していく。

G：スポーツゾーン

- ・多様な運動施設のあるゾーン（A地区）

野球場（2面）・テニスコート（4面）があり、有料施設として、安全で快適に利用できるよう対応していく。また、ゲートボールのできる運動広場についても安全で快適に利用できるよう対応していく。

なお、A地区野球場については、東京都地域防災計画で医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地及び災害時臨時離着陸場候補地に指定されていることから、公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。

- ・コミュニティープール（区営）のあるゾーン（A地区）
運営主体が異なることから、接続部の管理など、双方が連携して行っていく。。
- ・野球場のあるゾーン（F地区）
野球場（1面）・少年野球場（1面）があり、有料施設として、安全で快適に利用できるよう対応していく。
- ・東京武道館のあるゾーン（O地区）
運営主体が異なることから、接続部の管理など、双方が連携して行っていく。

M：駐車場ゾーン

- ・駐車場のあるゾーン（W・X地区）
案内機能の充実等を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも対応していく。なお、園路との間の植栽帯はボランティアによる花壇づくりが行われている。

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地や公道などに接する公園外縁部
本公園は、区画道路等を介して住宅地と接する箇所が多い。そのため、外縁部の植栽等については、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図とともに、住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などに対応していく

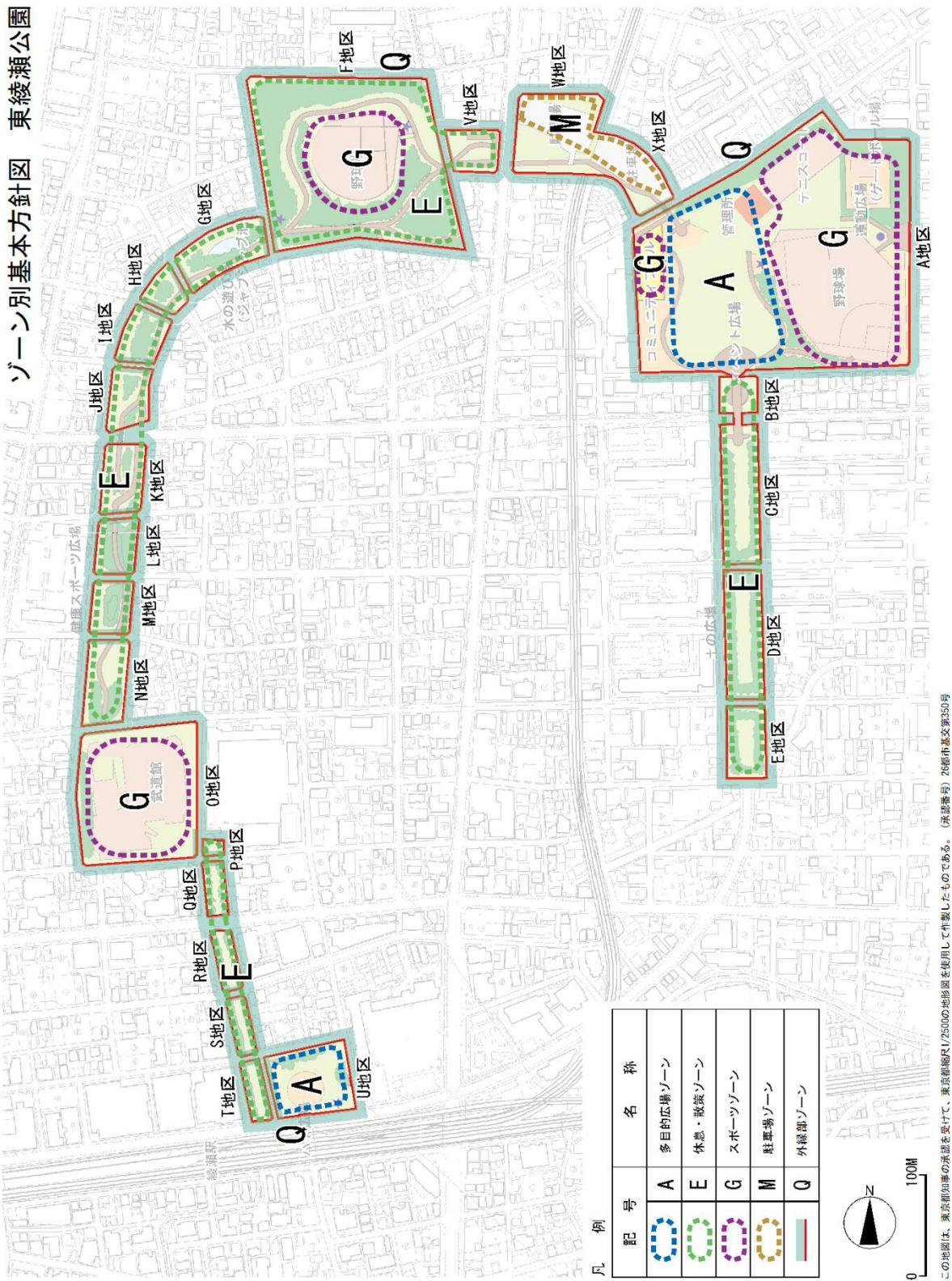
【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分を下表のように定めた。

したがって、該当するゾーンがない場合には、そのゾーンの記載がない。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。(バーベキュー広場、キャンプ広場、ディキャンプ広場などを含む。)
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボル的な入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	(庭園関係)	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

東綾瀬公園別基本方針図ゾーン



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/25000の地形図を使用して作製したものである。（承認番号：26都基交第350号）

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるためには、適正な維持管理により、公園施設の機能を確保する。

そのためには、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育していく。あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、樹木や施設の異常を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。また、防災トイレなどの防災関連施設は、発災時に円滑に使用できるよう、日頃から点検等を行っていく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

①多様な立地に応じたきめ細かい維持管理

本公園は、ブロック毎にそれぞれ特徴的な植栽や施設、利用形態があることをふまえた維持管理を行っていく。また、本園は地域の桜の名所でもあり、サクラの保護育成のほか、桜花期対策も実施する。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

① 基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展などにより、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

② 公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、適正な管理を行う。

③ 利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、公園の魅力を発信し、公園利用の促進を図る。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①スポーツ等による健康づくり

野球場やテニスコート、A地区広場などの運動施設や広場を活用した、緑の中で子供から高齢者まで誰もが気軽に参加できる多様なイベントの開催などにより、都民の健康づくりの場を提供するとともに、東京でのオリンピック・パラリンピック開催に向けたスポーツの機運を盛り上げていく。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故の発生に際し、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備

3) 蚊媒介感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

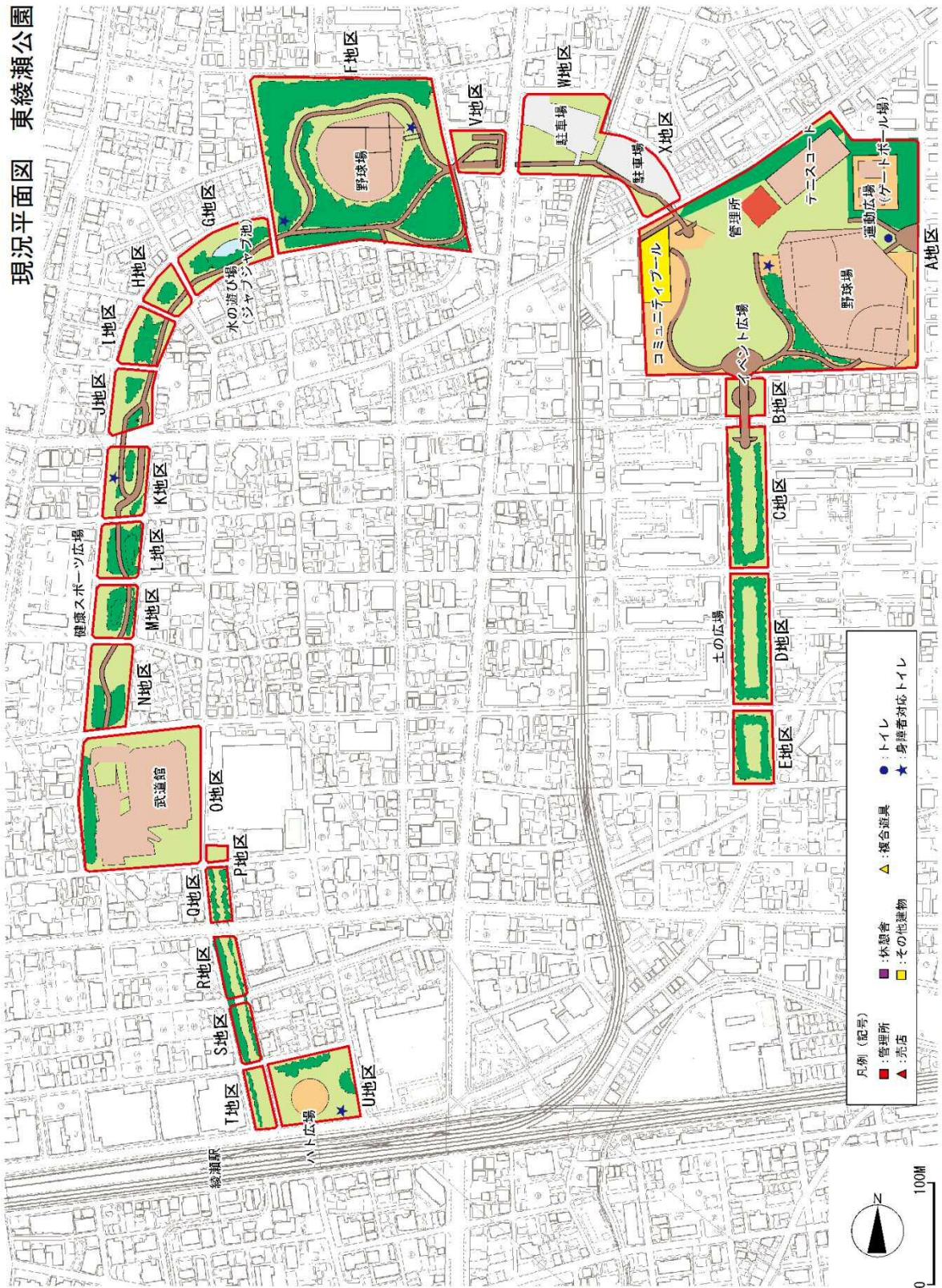
(5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

①災害時対応のための整備

災害時対応のための機能強化・充実に向け、非常用の発電設備等の防災関連施設の計画的な整備を行う。

現況平面図 東綾瀬公園



周辺土地利用図（空中写真）

東綾瀬公園



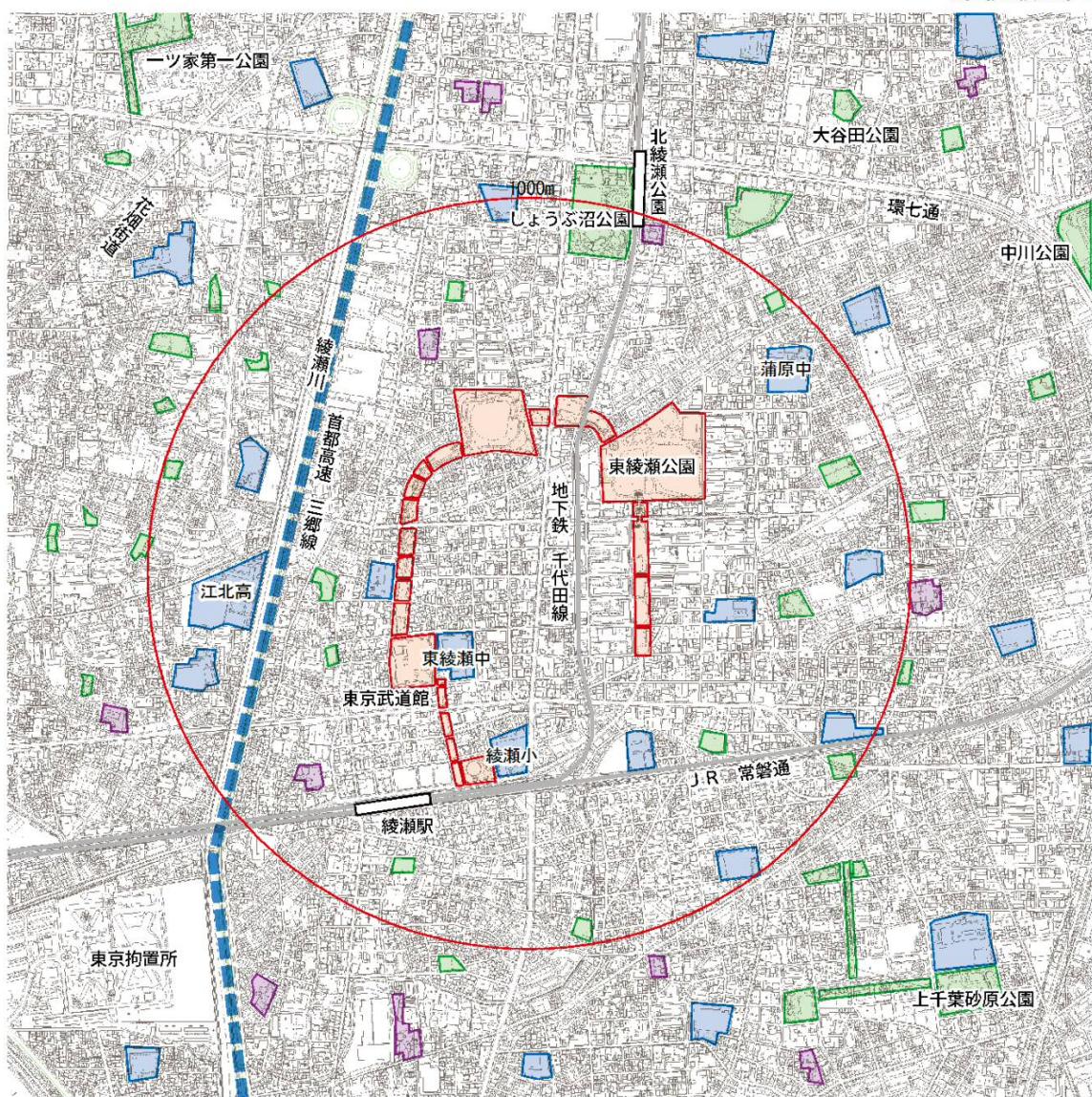
：開園区域

：都市計画決定区域

平成23年3月撮影

周辺土地利用図（地図）

東綾瀬公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地 ■ : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域

0 500 1000M



— : 高速道路

— : 鉄道

東綾瀬公園の現況写真 【平成 26 年 10 月撮影】

①お祭り広場（ハト広場）



⑤水車のあるトイレ



②遊歩道沿いの流れ



⑥せせらぎ



③遊歩道沿いのゲートボール場



⑦冒険コーナー



④健康スポーツ広場



⑧観察の池といこいの広場



⑨野球場



⑬コミュニティ広場（芝生広場）



⑩花壇



⑭芝生広場



⑪野球場



⑮幼児コーナー・わくわく広場



⑫運動広場



⑯東側プロムナード出入口・日時計



<資料編>

資料1 パークマネジメントマスターplanと公園別マネジメントプランについて

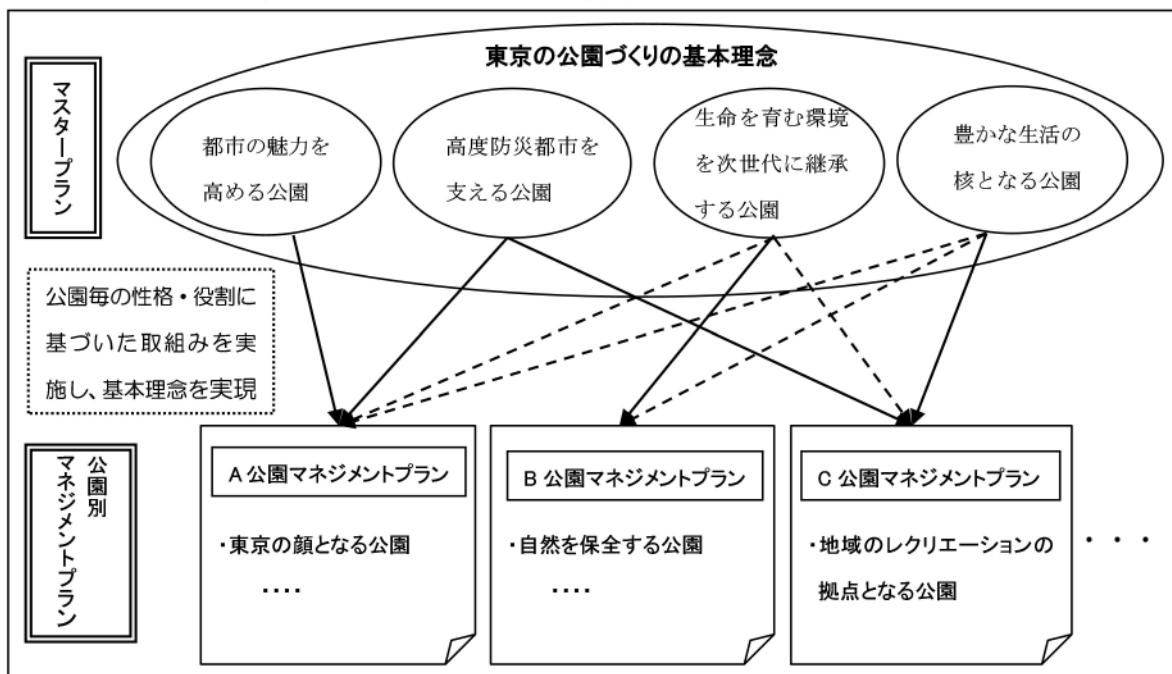
- ・パークマネジメントマスターplanは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・N P O・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスターplan策定後10年の社会状況の変化、当初マスターplanの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを下表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、東綾瀬公園が担うことになるプログラムには○を、東綾瀬公園が関係するプログラムには○を付した。

基本理念	プロジェクト	プログラム	
基本都市理念 魅力を高める公園 魅1	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(1)東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	東京の歴史と文化を伝える公園の再整備
		(2)オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備	オリンピック・パラリンピック競技会場等が配置される公園の整備
		(3)誰もが利用しやすい公園づくり	オリンピック・パラリンピックのレガシーとなる公園の整備 バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、無料Wi-Fi利用環境等の充実
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト		文化財庭園での伝統文化による「おもてなし」
		(1)庭園・植物園・動物園での「おもてなし」	東京の日本庭園の連携による魅力の発信 植物園・動物園での「おもてなし」 国内外からのお客様への案内機能の強化
		(2)文化財庭園の保全・再生	文化財庭園の施設の復元・修復 風格ある庭園景観の保全
		(3)植物園・動物園の再生	植物園・動物園の再生
	プロジェクト3 公園の多機能利用と民間の活力導入促進プロジェクト	(4)動植物の交換や技術支援を通じた都市外交	動植物の交換や技術支援を通じた都市外交
			公園の多機能利用と官民連携によるにぎわいの創出
		(1)公園の多機能利用、民間ノウハウ等を活かした施設づくり	民間のノウハウ等を活かした魅力ある施設づくり 広告掲示を認めることによる民間資金の導入
基本度防災 都市を支える公園 魅2	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(2)規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致
		(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上
			○
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実 非常用発電設備の導入
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実
		(3)公園内の建築物、街路樹の災害対策	公園等の建築物の耐震化 街路樹防災機能の強化
		(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上
		(2)ホームレスの自立支援と公園機能の回復	ホームレスの自立支援と公園機能の回復
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化 公園施設の適切な点検と維持・更新 環境負荷の少ない公園づくり

基本理念	プロジェクト	プログラム	
基本理念を次世代に継承する公園	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成 既存公園の再生整備 緑の拠点をつなぐ街路樹の充実
		(2)多様な主体と連携した緑のネットワークの形成	道路・河川との連携による公園整備の推進 都心部等における緑のネットワーク形成の推進
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出 公園内の動植物の保全・育成活動の充実
		(2)動植物園・水族園での野生動植物の保護増殖、普及啓発	植物多様性センターにおける保護増殖 ズーストック計画の推進
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実 多摩の森林の大切さを公園でアピール
		(2)自然とのふれあいの場としての丘陵地の公園緑地づくり	里山の環境を守る丘陵地公園の整備 自然の保全・回復に向けた雑木林の更新
基本理念的な生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	ヘンアーティスト、野外劇などへの場の提供 ライトアップ、大規模花壇による魅力の創出 公園利用のアイデア募集
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり 公園でのスポーツによる健康づくり
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施 都民や企業からの寄付による公園施設等の設置
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進 鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進 広域連携による丘陵地等の総合的な保全・利活用
		(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成

- ・また、パークマネジメントマスターplanと本planとの関係は下図のとおりである。

マスターplanと公園別マネジメントplanの関係



資料2 東綾瀬公園に関する資料

(1) 公園の沿革

昭和 18 年 8 月	内務省告示第 522 号「東渕江緑地」として都市計画決定
1943 年	
昭和 32 年 12 月	建設省告示第 1689 号により、都市計画決定（当初）
1957 年	
昭和 41 年 7 月	北三谷土地区画整理組合から土地の管理引継
1966 年	
昭和 41 年 7 月	東京都告示第 656 号により開園 74,432.94 m ²
1966 年	
昭和 42 年 8 月	建設省告示第 2423 号「東綾瀬公園」として都市計画変更
1967 年	
昭和 42 年 5 月	綾瀬土地区画整理組合から土地の管理引継
1967 年	
昭和 44 年 7 月	土地区画整理組合法第 105 条第 3 項の規定により東京都に管理引継された土地 74,432.94 m ² を帰属
1969 年	
昭和 50 年 5 月	下谷土地区画整理組合から土地の管理引継
1975 年	
昭和 51 年 7 月	下谷中土地 11,382 m ² の所有権を東京都に帰属
1976 年	
昭和 56 年 3 月	足立区の運動施設として水泳場を設置
1981 年	
昭和 61 年 5 月	東京都第二次長期計画にて都立武道館建設の決定
1986 年	
昭和 61 年	東綾瀬公園基本計画の策定
1986 年	
平成 2 年 2 月	都立武道館開設。
1990 年	
平成 3 年 4 月	温水プール（区営）開設。
1991 年	

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- 地形は全般的に平坦で、変化に乏しい。
- 本公園の敷地は、元来水田であったところに盛土を 60~100cm ほど行ったものである。土壤の状況は、地表から 10cm 程度は比較的良好であるが、それより深い部分は強く締め固められている。植物の根の生長の面では好ましくないため、植栽に当たっては客土等を行う必要がある。
- 盛土下部は、排水が不良であり、地下 150 cm 前後に地下水位がある。
- 地下水位が高く、雨後は広場などに水が滞留している。
- 当公園の樹木は、全体的に活力が低いが K~N 地区は、比較的土壤が良好なことから、樹木の生長がよい。

2) 社会的環境

- J R 常磐線、東京メトロ千代田線の綾瀬駅前に位置しており、公園入口は駅より

徒歩1分の距離にある。

- ・本公園のA地区に区立東綾瀬公園温水プールがある。
- ・本公園のO地区に東京都武道館がある。
- ・本公園のU地区は綾瀬駅前にあり、通称「ハト公園」として区民にコミュニティースペースとして利用されている。

(3) 園内のトピックス

①せせらぎ（区へ設置許可）

公園西側のF～R地区に花畠川を水源とする東綾瀬せせらぎ水路がある。今では鯉やカルガモ等が棲みついている。

②歩道橋

園内の3ヶ所に形のおもしろい造りの歩道橋がある。河内橋はアルルのはね橋風、三牧田橋と北三谷橋は床タイルの模様が美しい。

(4) 利用状況等データ

1) 有料施設の利用状況

・運動施設 年間使用率 (%)

施設名		25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
野球	昼間	34.5	34.5	32.3	37.8	37.1
	休	97.3	98.4	97.7	97.5	98.0
	夜間	53.0	51.2	48.7	56.0	55.6
	休	86.9	87.8	85.5	85.7	88.6
テニス (人工芝)	昼間	34.5	34.5	32.3	37.8	37.1
	休	97.3	98.4	97.7	97.5	98.0
	夜間	53.0	51.2	48.7	56.0	55.6
	休	86.9	87.8	85.5	85.7	88.6

注) 平: 平日、休: 土日祝日

2) 公園占用の状況

(件)

項目	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
写真撮影	1	1	1	0	1
映画等の撮影	8	13	19	3	7
その他	16	17	7	7	17

3) 主な催し物（平成25年度実施分）

・指定管理者による催し

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数（人）
イベ ント	1	七夕飾り	7月	200
	2	どんぐりイベント	10月	450
自主 事業	1	竹トンボ教室	5月	50
	2	水鉄砲で遊ぼう	8月	31
	3	花壇コンテスト	9～11月	11組

・指定管理者以外による催し

そ の 他	1	スポーツ祭東京 2013	9～10月	—
	2	光の祭典・イルミネーションサンアヤセ	12月	—
	3	納涼大会	8月	—

4) 主な活動団体（平成25年度調査）

団体名	活動内容	人数(人)
公園花畠友の会 碧空	花壇づくり、清掃、自然観察	12
NPO 法人日本バトンリンク協議会	自然体験学習会開催	12
都立東綾瀬公園友の会	流れ付近の植物保護	12